

大船渡市地域おこし協力隊（団体委託型）受入事業者 仕様書

1 委託業務の目的

産業振興や地域活性化のため、企業や団体等（以下「受入事業者」という。）と地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）が連携することで、民間活力の活用による地域おこし活動の創出と、将来的な隊員の定住・定着を目指す。

2 委託業務の対象となる活動

- (1) 農林水産業の振興に関する活動
- (2) 商工観光業の振興に関する活動
- (3) 移住及び定住の促進に関する活動
- (4) 住民の生活支援に関する活動
- (5) 地域の活性化に関する活動
- (6) その他市長が必要と認める活動

3 受入事業者の責務

- (1) 隊員の雇用に関すること
- (2) 隊員候補者の選定に関すること
- (3) 隊員活動の支援、管理及び実績の取りまとめ
- (4) 隊員活動に必要な情報収集及び研究
- (5) 隊員の地域への定住のためのサポート
- (6) 隊員の日常生活に関する助言及び相談対応
- (7) その他隊員の円滑な地域おこし活動のために必要な事項

4 委託契約期間

委託契約の締結日から令和8年3月31日まで

※隊員の任期（最長3年）に応じて再委託することができます。

5 委託契約金額

- (1) 隊員1人当たり年額金5,200,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とします。下表のとおり、項目ごとにも上限があり、報償費と活動費の合計額が年額金5,200,000円以内となるよう、内訳を設定します。

項目	上限額
報償費	3,700,000円
報償費以外の活動に要する経費【活動費】	2,000,000円

※年度途中の雇用や退職などにより隊員の活動が1年に満たない場合の上限額は、月割り・日割りにより計算します。

- (2) 委託契約金額は、国の「地域おこし協力隊推進要綱」の地方財政措置額を財源とするものであり、同要綱が改正された場合は、金額に変更が生じることがあります。

ます。

6 隊員の活動に関する対象経費【活動費】

別表「対象経費一覧」のとおり

7 隊員の活動条件

- (1) 隊員の活動時間は、1日7時間45分、週38時間45分を基準として、受入事業者と隊員が協議の上で定めてください。
- (2) 隊員の雇用に当たっては、労働関係法令を遵守してください。
- (3) 受入事業者は、隊員が地域や他の隊員との交流活動に参加できるよう配慮してください。

8 活動報告及び実績報告

- (1) 毎月の業務完了後、受入事業者は隊員と共同で活動月報及び活動費使用計画書兼実績書を作成し、市に提出してください。
- (2) 受入事業者は、毎年度、委託契約期間の最終日までに、隊員と共同で実績報告書を作成し、市に提出してください。

⑧実費旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の実施、又は、地域おこし協力隊としての活動終了後において定住及び活動を継続する上で必要となる隊員のスキルアップ、能力開発のための研修参加に係る費用 ・先進地視察時の交通費、宿泊料 ・以上に係る高速道路利用料、タクシー代、レンタカ一代 	<ul style="list-style-type: none"> ・日当、食卓料 ・国外旅費
⑨保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・活動計画書に記載した活動場所に係る損害保険料 ・イベント保険料 	<ul style="list-style-type: none"> ・住居の火災保険料 ・隊員個人に係る生命保険料、国民健康保険税、国民年金保険料等
⑩委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・活動計画書に記載した活動場所の開設に伴う外装工事費、内装工事費、電気配線工事費、水道配管工事費、ガス配管工事費、換気扇設置工事費、電話インターネット回線開通工事費。ただし、住居と兼用する場合は、専用スペースのみ（間仕切り等により物理的に住居等他の用途に供される部分と明確に区分されている場合に限る。） 	
⑪その他	<ul style="list-style-type: none"> ・研修受講に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食、奢侈、遊興、娯楽、接待の費用 ・人件費 ・人員募集のための広告宣伝費 ・国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費 ・利益等が含まれる経費